大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月19日 香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

者の 氏名 又は 高松丸亀町壱番街株式会社 高松市丸亀町一三番地二 及び

大模売舗名 規小店の称

住所

舗の 高松丸亀町壱番街 名称 高松市丸亀町一番地一

名称び 及所在 地

(1)大規模小売店舗の名称

【変更前】高松丸亀町商店街A街区市街地再開発ビル 高松市丸亀町一番地一ほか

【変更後】高松丸亀町壱番街 高松市丸亀町一番地一

(2)設置者の代表者の氏名

【変更前】代表取締役 古川 新二

【変更前】代表取締役 真鍋 秀利

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

100		
小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
合資会社野田屋電機	代表社員 古川 新二	高松市丸亀町一番地の三
株式会社つねや	代表取締役 高田 節子	高松市丸亀町九番地二
有限会社百足屋	代表取締役 樫村 陽子	高松市丸亀町一番地一
有限会社アイ・アイイス ズ	代表取締役 飯間 康行	高松市伏石町七五番地
株式会社三越	代表取締役社長執行役員 石塚 邦雄	東京都中央区日本橋室町 一丁目四番一号
株式会社かねすえ	代表取締役 包末 招	高松市扇町一丁目二四番 三六号
有限会社小西商会	代表取締役 小西 扶幸	高松市丸亀町一五番地四

変更

	した
ŀ	事項

株式会社ヤノインテリア	代表取締役 矢野 安子	高松市丸亀町一番地の九
株式会社レプハウス	代表取締役 堀口 康弘	東京都世田谷区若林二丁 目三八番一一号
デザートディッシュアンド カンパニー	代表 川野 洋	高松市兵庫町一一番地五
羅沙屋	代表取締役 高橋 令二	高松市高松町二〇九八番 地二二
株式会社紀伊国屋書店	代表取締役社長 吉岡公義	東京都渋谷区東三丁目一 三番一一号

【変更後】

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	E191
株式会社三城	代表取締役社長 澤田 将広	東京都中央区銀座一丁目七番七号
株式会社つねや	代表取締役 高田 明彦	高松市瓦町一丁目一〇番地三
有限会社百足屋	代表取締役 樫村 陽子	高松市丸亀町一番地一
株式会社パパス	代表取締役 荒木 義也	東京都渋谷区広尾二丁目一番一四号
株式会社高松三 越	代表取締役社長 門岡 誠	高松市内町七番地一
株式会社かねす え	代表取締役 包末 招	高松市扇町一丁目二四番三六号
有限会社小西商 会	代表取締役 小西 扶幸	高松市丸亀町一番地一

変更 の年 月日

の年 平成30年4月1日 外

変更する

理由

建物名称の確定、建物設置者の代表者変更並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の退店・入れ替えによる変更及び代表者変更のため

2. 届出年月日

平成30年12月11日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課 縦覧期間 平成30年12月19日から平成31年4月19日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成31年4月19日まで)に次の提出先に提出すること

高松丸亀町壱番街

ができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経 営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧 に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容	
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ	